

「松山市子ども・子育て会議」について

平成25年10月30日

松山市子ども・子育て会議の設置根拠・目的

1. 設置根拠

◎子ども・子育て支援法(平成24年8月22日公布)

◎松山市子ども・子育て会議条例(平成25年6月28日施行)

【子ども・子育て支援法(抄)】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

※ 法律上、設置は「努力義務」であるが、地域の実情を踏まえた施策を実施する上での重要性に考慮して、早期の設置が求められている。

松山市子ども・子育て会議の設置根拠・目的(続き)

2. 設置目的

- 子育て当事者や子育て関係事業従事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における子どもや子育て家庭の実情を踏まえて調査・審議すること。
- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。

【子ども・子育て支援法第77条の規定による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

主な審議事項等

現時点で想定される、新制度施行(平成27年4月)までの、主な審議事項は次のとおり

- 松山市子ども・子育て支援事業計画について
- 施設型給付及び地域型保育給付対象施設(事業)の利用定員について

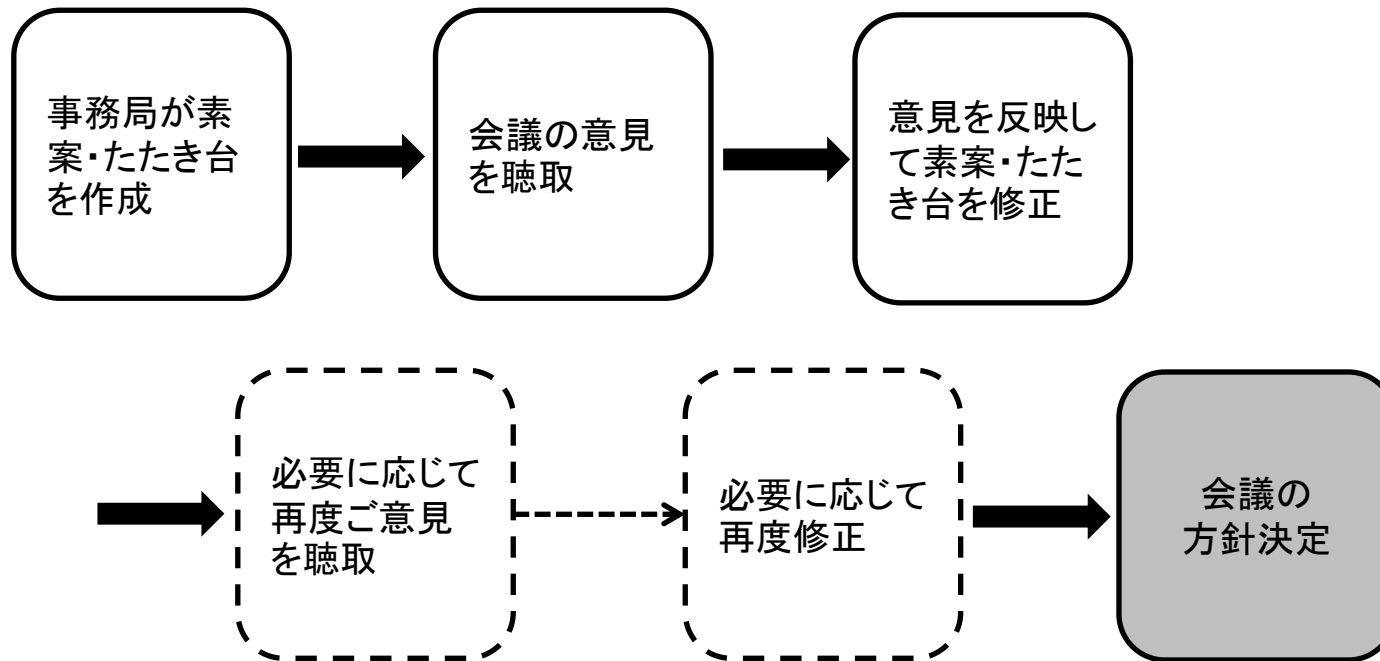
など

※審議事項のほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告。

会議の審議方法

事務局が素案・たたき台を提示して会議のご意見を聴き、その内容を反映。

<イメージ>



※会議からの意見聴取に加え、必要に応じてパブリックコメントを実施。

審議スケジュール

25年度は、計3回開催予定。26年度については、審議事項、開催時期・回数等について、国の動向等に応じて今後検討。

<審議予定事項>

第1回 10/30(水)	●松山市子ども・子育て会議について ●子ども・子育て関連3法について 等
第2回 1月中旬頃(予定)	●子ども・子育て支援新制度について (基本指針・保育の必要性、確認制度 等) ●松山市の教育・保育、子育て支援の現状について 等
第3回 3月下旬頃(予定)	●ニーズ調査・集計結果について ●今後の審議の方向性について 等